

国 債 費

(I) 決 算 の 概 要

令和 6 年度における国債費の予算現額は

歳出予算額	25,908,142,824 千円
┌ 当初予算額	27,009,019,191 千円
└ 予算補正追加額	425,891,061 千円
└ 予算補正修正減少額	1,526,767,428 千円

であり、予算補正追加額は、「財政法」(昭 22 法 34)第 6 条の規定による令和 5 年度の決算上の剰余金の 2 分の 1 に相当する額の公債の償還財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、公債利子等の支払財源の国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な既定予算の不用額等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	25,689,396,566 千円
不用額は	218,746,257 千円

であって、不用額は、国債整理基金特別会計において金利が予定を下回ったこと、年度内に利払日が到来した公債が少なかったことに伴い公債利子等が減少したこと等により、普通国債等償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
公債等償還費繰入	17,421,996,736	17,421,996,736	17,421,996,735	—	0	99
┌ 財政法第 6 条繰入 └ 分	425,891,061	425,891,061	425,891,061	—	—	100
┌ 定 率 繰 入 分	16,276,289,867	16,276,289,867	16,276,289,867	—	—	100
└ 社会資本整備事業 └ 特別会計整理収入 └ 等相当額繰入分	30,357,361	30,357,361	30,357,360	—	0	99
└ 年金特例公債償還 └ 分	260,000,000	260,000,000	260,000,000	—	—	100
└ 予 算 繰 入 分	429,458,447	429,458,447	429,458,447	—	—	100
借入金償還費繰入	299,571,944	299,571,944	299,571,943	—	0	99
┌ 定 率 繰 入 分	130,789,452	130,789,452	130,789,452	—	—	100
└ 予 算 繰 入 分	168,782,492	168,782,492	168,782,491	—	0	99
公債利子等繰入	8,127,528,526	8,127,528,526	7,936,576,132	—	190,952,393	97
┌ 年金特例公債利子繰 └ 入	966,963	966,963	966,962	—	0	99
借入金利子繰入	10,724,960	10,724,960	10,724,959	—	0	99
財務省証券利子繰入	25,000,000	25,000,000	600,100	—	24,399,900	2
国債事務取扱費	22,353,695	22,353,695	18,959,733	—	3,393,961	84
計	25,908,142,824	25,908,142,824	25,689,396,566	—	218,746,257	99
(令和 5 年度計)	25,674,763,057	25,674,763,057	25,501,094,636	—	173,668,420	99
(令和 4 年度計)	24,071,662,761	24,071,662,761	23,869,715,555	—	201,947,205	99

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)に基づき、一般会計の負担に属する公債等及び借入金の償還並びに公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、公債の償還及び発行に必要な手数料等の経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるために要した経費並びに公債の発行及び償還に関する事務取扱いに必要な事務費であり、本年度は 25,688,754,444 千円を国債整理基金特別会計へ繰り入れ、642,122 千円を事務取扱費として一般会計から支出した。〔「国債整理基金特別会計」の項参照〕

このうち、国債の償還に充てるための財源として以下の(1)～(4)を国債整理基金特別会計へ繰り入れた。

- (1) 「財政法」第 6 条の規定による令和 5 年度の決算上の剰余金の 2 分の 1 に相当する額 (425,891,061 千円)
- (2) 「特別会計に関する法律」第 42 条第 2 項の規定による令和 5 年度期首公債及び借入金総額の 100 分の 1.6 に相当する額 (16,407,079,319 千円)
- (3) 「特別会計に関する法律」第 42 条第 5 項の規定による必要額 (858,240,938 千円)
- (4) 「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭 62 法 86) 第 6 条第 2 項及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平 25 法 76) 附則第 12 条第 5 項の規定による社会資本整備事業特別会計整理収入等に相当する額 (30,357,360 千円)

また、公債の発行実績等を示せば、次のとおりである。

- (1) 令和 6 年度における「財政法」第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行した公債

(単位 千円)

区 分	発行限度額	発行実績		
		(利付国債)	(割引国債)	(計)
収 入 金	9,659,000,000	9,658,999,883	—	9,658,999,883
額 面	—	9,825,983,150	—	9,825,983,150

- (2) 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平 24 法 101) 第 3 条第 1 項の規定により発行した公債

(単位 千円)

区 分	発行限度額	発行実績		
		(利付国債)	(割引国債)	(計)
収 入 金	32,480,000,000	21,879,999,861	5,599,999,972	27,479,999,834
額 面	—	21,957,410,450	5,624,561,700	27,581,972,150